

## JIS A 5005（コンクリート用碎石及び砕砂）改正の Q&A

項目	質問内容	回答
改正の概要	(1) JIS A 5005 が改正されると聞きましたが、いつ改正されるのでしょうか？	官報公示日（改正日）は、平成 21 年 3 月 20 日の予定です。ただし、当日は祝日ですので、官報掲載日は 3 月 23 日となります。JIS A 5041（コンクリート用碎石粉）の制定日も平成 21 年 3 月 20 日の予定です。
	(2) 具体的にはどのように改正されるのでしょうか？	別添資料 1（主な改正箇所の概要）を参照して下さい。 なお、標記方法等については JIS Z 8301 の改正に伴い、全面的に改正しました。
種類、区分及び呼び方	(3) 碎石の区分が 15 区分となりましたが、すべての区分の碎石を製造する必要がありますか？	すべての区分の碎石を製造する必要はありません。状況に応じて製造する区分を選定し、製造すればよいという趣旨です。
	(4) 粒度区分の近い碎石 2015 と碎石 2013 があるのはなぜですか？	分割納入、混合使用を行いやすいよう区分を追加しました。 碎石 2013、碎石 1305 については、道路用碎石（13mm）を考慮して追加しました。
	(5) 砕砂は粗目、中目、細目のような区分はありますか？	砕砂は、従来どおり連続粒度の 1 区分のみです。
	(6) 碎石 5005、碎石 5025 が削除された理由は？	これらの碎石は、生産実績が少ないことを考慮して削除しました。

粒度	(7) 粒度に関する規定は、具体的にどのように改正されたのでしょうか。	<p>粒度については、次の2つの事項が大きく変わりました。</p> <p>① ふるい分け試験に用いる試料は微粒分量試験（呼び寸法 75 <math>\mu</math>m のふるいに留まる試料）が終了した試料を用いる。</p> <p>② 砕石 2015 の粒度区分が下記の通り改正されました。</p> <p>なお、改正された理由は、粒に大きさによる区分の名称（砕石 2015：主に、呼び寸法 20mm ふるいを通過し、呼び寸法 15mm ふるいに留まる粒度の砕石）と粒度分布を整合させるためです。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">準拠規格</th> <th rowspan="2">粒の大きさによる区分</th> <th colspan="5">各ふるいを通過する質量分率 %</th> </tr> <tr> <th>25</th> <th>20</th> <th>15</th> <th>10</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS A 5005:1993</td> <td>砕石2015</td> <td>100</td> <td>90~100</td> <td>—</td> <td>0~10</td> <td>0~5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">JIS A 5005:2009</td> <td>砕石2015</td> <td>100</td> <td>90~100</td> <td>0~15</td> <td>0~5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>砕石2010</td> <td>100</td> <td>90~100</td> <td>—</td> <td>0~10</td> <td>0~5</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 従来の砕石 2015 の粒度分布は、改正後の砕石 2010 の粒度分布と同様です。</p>	準拠規格	粒の大きさによる区分	各ふるいを通過する質量分率 %					25	20	15	10	5	JIS A 5005:1993	砕石2015	100	90~100	—	0~10	0~5	JIS A 5005:2009	砕石2015	100	90~100	0~15	0~5	—	砕石2010	100	90~100	—	0~10	0~5
	準拠規格	粒の大きさによる区分			各ふるいを通過する質量分率 %																													
			25	20	15	10	5																											
JIS A 5005:1993	砕石2015	100	90~100	—	0~10	0~5																												
JIS A 5005:2009	砕石2015	100	90~100	0~15	0~5	—																												
	砕石2010	100	90~100	—	0~10	0~5																												
(8) 砕石 2015 を製造しています、改正後粒度が変わりますが、同じ設備で製造しても問題ないでしょうか？	製造された砕石 2015 の粒度分布が、粒度の規格値を満足しなければ、製造設備の調整や変更が必要となります。なお、改正後の砕石 2010 の粒度分布は、従来の砕石 2015 の粒度分布と同様ですので、従来と同じ設備で製造すると、砕石 2015 ではなく、砕石 2010 を製造することになります。																																	
(9) 砕砂の粗粒率の許容差（生産者と購入者が協議によって定めた値に対して $\pm 0.15$ ）に関する規定は変わりましたか？	規格値の改正はありません。ただし、試験方法が改正されたので、同じ製品でも改正後の試験方法に従って試験を行った場合、粗粒率の値は現行の値よりも大きくなります。例えば、粗粒率 2.80、微粒分量 4.0% 程度の砕砂の場合、粗粒率は 2.90 程度になります。																																	
隣接するふるいに留まる量	(10) 隣接するふるいに留まる量とは何を示しているのですか。また、具体的な算出方法を教えてください。	従来の JIS には定義されていませんでしたが、改正後の解説に定義及び算出方法が示されています。ふるい分け試験結果の一例は下表のとおりですが、下表の網掛け部分が「隣接するふるいに留まる量」となります。																																

粒形	(11) 粒形に関する規定について、具体的な改正内容を教えて下さい。	<p>粒形に関する改正箇所は、別添資料1のとおりですが、主な改正箇所は以下の2つです。</p> <p>①粒形判定実積率の規格値の改正  砕砂：54%以上（従来53%以上）、砕石：56%以上（従来55%以上）</p> <p>②粒形判定実積率試験の対象の改正  従 来：砕砂、砕石 2005  改正後：砕砂、砕石（ただし、砕石 8040、砕石 6040、砕石 4020 を除く。）</p>
	(12) 粒形判定実積率の規格値が今回の改正で、砕石・砕砂とも1%引き上げられました。なぜ改正されたのでしょうか。改正された理由を教えてください。	<p>コンクリートの耐久性を確保するため、単位水量や乾燥収縮量に関する規制が行われるとともに、施工性の向上等の観点から、砕石・砕砂の粒形の改善が求められています。また、ユーザーから現在流通している砕石・砕砂の中には、粒形判定実積率の値が現行の規格値に比較し、数%高い値を示すものもあるとの指摘がありました。そこで、(社)日本砕石協会で、全国の主要な約350工場を対象として砕石・砕砂の品質実態調査を行った結果、ほとんどの工場で現行の基準より1%以上高い粒形判定実積率の製品が製造されていることが報告されたため、それぞれ1%ずつ引き上げることとしました。</p>
	(13) 粒形判定実積率試験の試験対象及び試験方法は変わりましたか？	<p>物理的に試験のできない製品（砕石 8040、砕石 6040、砕石 4020）を除き試験を実施することとなりました。試験方法の概要は後述の通りです。</p>
微粒分量	(14) 微粒分量の最大値と許容差の解釈がわかりません。	<p>微粒分量は、製造業者と購入者が協議して定めますが、その値は、許容差を含めて所定の値（砕砂の場合9%）以下となります。従って、砕砂の場合、<math>7.0 \pm 2.0\%</math>は規格に適合しますが、<math>9.0 \pm 2.0\%</math>は規格に不適合となります。</p>
	(15) 当工場では管理を厳しくして、砕砂の許容差を $\pm 1.0\%$ にする方針ですが、問題ありませんか？	<p>問題ありません。JISでは砕砂の場合、許容差を<math>\pm 2.0\%</math>と規定していますが、これが最大許容差と理解して下さい。砕石の場合も同様です。</p>
	(16) 当工場では、砕石の微粒分量を従来どおり、1.0%以下と規定するつもりですが、許容差はどのように定めればよいのでしょうか。	<p>よくある質問ですが、例えば、「<math>(1.0 + 0)\%</math>」、「<math>(1.0 - 1.0)\%</math>」と表記する方法と、「<math>(0.5 \pm 0.5)\%</math>」と表記する方法があります。どちらも、常に微粒分量を1.0%以下にすることを保証するという意味です。</p>

	(17) 当工場の砕石 2005 の粒形判定実積率は 57.2%ですが、微粒分量の上限値を購入者と協議して(3.0±1)%にしたいと考えていますが、JIS に適合するのでしょうか。	砕石の場合、微粒分量の上限値は 3.0%です。ただし、この値は許容差を含めた値ですので、最大(2.0±1.0%)までしか認められません。従って、JIS に不適合となります。
	(18) 当工場の砕石 2005 の粒形判定実積率は 58.5%です。微粒分量の上限値を購入者と協議して(3.0±1)%にしたいと考えていますが、JIS に適合するのでしょうか。	(17)と同様の質問ですが、粒形判定実積率が 58%以上の場合、微粒分量の上限値を 5.0%とすることができます。従って、この場合は JIS に適合します。
	(19) 砕石の種類(区分)によって、粒形判定実積率が異なる場合、微粒分量の上限値は、どうなるのでしょうか。	粒形判定実積率の値が 58%以上の砕石だけ、微粒分量の上限値を 5.0%にすることがあります。例えば、砕石 2005 の粒形判定実積率が 58.5%、砕石 4005 の粒形判定実積率が 57.1%の場合、砕石 2005 の微粒分量の上限値を 5.0%にすることができますが、砕石 4005 の微粒分量の上限値は 3.0%です。 従って、粒形判定実積率試験を実施しない、砕石 8040、砕石 6040、砕石 4020 の微粒分量の上限値は 3.0%です。
	(20) 当工場の製品(砕石・砕砂)は、運搬に伴って微粒分量が増加する傾向があります。製品の品質は、工場出荷時に保証すれば良いのでしょうか。	砕石・砕砂の品質は、運搬及び貯蔵時に変化する場合があります。特に、運搬に伴い、微粒分量が増大する場合があります。今回の改正では、解説で砕石・砕砂の品質は、製造業者から購入者に引き渡す時点又は荷卸し地点において判定する旨が明記されています。従って、製造業者は、運搬の際の変動も考慮して、受け渡し時に、JIS に規定された品質を満足するようにしなければなりません。
アルカリシリカ反応性	(21) 砕石 2005 を製造していません。これまでは、すべての製品についてアルカリシリカ反応性試験を行っていましたが、改正後はどのような対応になるのでしょうか？	改正後は、原石の採取地が同じ場合は、その原石から製造される代表的な砕石の試験結果を他の砕石・砕砂に用いることができるようになります。従って、代表的な 1 種類の砕石について試験をすればよいことになります。
	(22) 砕石と砕砂、それぞれについてアルカリシリカ反応性試験を実施する必要がありますか？	上述したように、原石の採取地が同じ場合は、代表的な砕石について試験を実施すれば、砕砂についてはアルカリシリカ反応性試験を実施する必要はありません。

試験方法	(23) 試験方法が変わる項目は何でしょう？	粒度試験と粒形判定実積率試験が改正されました。その他の試験については、従来と同様です。
	(24) ふるい分け試験の方法が変わりますか？ 砂利・砂の場合も同じでしょうか。	JIS A 1102（骨材のふるい分け試験方法）は変わりませんが、JIS A 5005 の中で試験方法が改正されました。従って、碎石・砕砂の場合は、微粒分量試験が終了した試料を試験対象としますが、他の骨材（天然骨材、スラグ骨材ほか）の場合は、従来と同様（有り姿で試験を実施）です。
	(25) 砕砂の粒度試験方法を教えてください。	砕砂の場合、約 500 g の 2 個の試料について微粒分量試験を行います。微粒分量試験が終わった試料の一方（約 500 g）について、ふるい分け試験を実施するか、又は、微粒分量試験が終わった 2 個の試料をよく混合（合計約 1 kg）し、試料分取器又は四分法で 2 分した後ふるい分け試験を実施する方法があります。
	(26) 碎石の粒度試験方法を教えてください。	碎石の場合、微粒分量試験が終わった 2 個の試料を混合して、ふるい分け試験を行います。これは、微粒分量試験を実施した 2 個の試料の合計質量が、ふるいわけ試験に必要な試料の量（最大寸法の 0.2 倍）と同程度になるからです。
絶乾密度	(27) 碎石の絶乾密度について、試験結果の表示方法を教えてください。	碎石の絶乾密度の規格値は、小数点以下 1 桁までの $2.5\text{g}/\text{cm}^3$ 以上ですが、密度及び吸水率試験は、JIS A 1110（粗骨材の密度及び吸水率試験方法）に従って実施しますので、試験結果は、小数点以下 2 桁で表示する必要があります。
粒形判定実積率	(28) 砕砂の粒形判定実積率試験方法を教えてください。	砕砂の粒形判定実積率試験は、従来と同じ方法です。
	(29) 碎石 4020 の粒形判定実積率試験方法を教えてください。	碎石 4020 は、試験に供する粒子（20～10mm、10～5 mm）が採取できないので、試験の対象外です。なお、碎石 8040、碎石 6040 も同じ理由で試験の対象外です。
	(30) 碎石 2505 の試験方法を教えてください。	改正前の JIS の試験方法を準用して、碎石 2005 を碎石 2505 に読み替えてください。なお、碎石 4005 の場合も同様です。
	(31) 碎石 2015 の粒形判定実積率試験方法を教えてください。	碎石 2015 と碎石 1505（又は、碎石 1305、碎石 1005 など）と混合して碎石 2005 の粒度の規定に適合させ、その試料を用いて、従来と同様な方法で試験します。

	(32) 砕石 1505 の粒形判定実積率の値は、どのように表示するのですか？	砕石を混合して粒形判定実積率試験を行う場合、その試験結果は混合したすべての砕石に共用できます。例えば、砕石 2015 と砕石 1505 を所定の割合で混合して粒形判定実積率試験を実施した場合、試験結果は、砕石 2015 及び砕石 1505 の両方に表示することができます。なお、3種類の砕石を混合した場合も同様です。
	(33) 骨材を混合して粒形判定実積率を実施する場合、報告すべき事項を教えてください。	砕石を混合して粒形判定実積率試験を行う場合は、試験結果と共に、混合した砕石の種類及び混合割合を明記する必要があります。
検査データの保管	(34) 検査データは、どの程度の期間保管すればよいのでしょうか？	改正後の JIS では、製造業者は、検査によって得られた試験値の記録を「所定の期間保管しなければならない。」旨が規定されていますが、具体的な保管期間については規定されていません。従って、試験項目毎に、各工場で決めていただくこととなります。
試験成績書	(35) 試験成績書の様式を教えてください。	それぞれの工場で決めていただければ結構ですが、一例以下に示します。
その他	(36) 砕石及び砕砂の品質のクラス分けについて教えてください。	砕石・砕砂のクラス分けについて検討しましたが、現時点では、適切に利用するシステムが確立されていないため、今後の検討課題となりました。
	(37) 砕砂の表乾状態の調整方法を教えてください。	JIS A 1109（細骨材の密度及び吸水率試験方法）に従ってください。なお、改正後の解説には、不織布による砕砂の表面乾燥飽水状態判定方法も示されておりますが、今回は参考資料となります。
	(38) 試験成績書の「採取地の知名・地番」とは何を書けばいいのでしょうか？特に「地番」の意味が良くわかりません。	例えば、「産地：東京都品川区五反田 2 丁目 1 2 番地」（番地がある場合） 「産地：東京都品川区五反田地先」（番地がない場合） 「産地：東京都品川区五反田地内」（番地がない場合） 「産地：東京都品川区五反田口外」（番地がない場合）などとなります。

上記以外の質問事項がございましたら mail : [jcsa\\_honbu@nifty.com](mailto:jcsa_honbu@nifty.com) にて受付をいたします。

主な改正項目と改正内容の概要

改正項目	JIS A 5005:1993の内容	JIS A 5005:2009の内容																																
引用規格	1. 適用範囲 備考に規定した。	2. 引用規格 新規に章立てて規定した。																																
種類, 区分	2. 種類 砕石5005, 砕石4005, 砕石2505, 砕石2005, 砕石1505, 砕石8040, 砕石6040, 砕石5025, 砕石4020, 砕石2515, 砕石2015, 砕砂 (砕石:11区分, 砕砂1区分)	3.1 種類及び粒の大きさによる区分 削除: 砕石5005, 砕石5025 追加: 砕石1305, 砕石1005, 砕石2513, 砕石2013, 砕石2510, 砕石2010, 砕砂 (砕石:15区分, 砕砂1区分)																																
呼び方	7. 表示 「コンクリート用砕石2005A」と例示した。	3.3 呼び方 「コンクリート用砕石2005A」と明確に規定した。																																
品質	3.2 物理的性質	4.2 物理的性質																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>砕石</th> <th>砕砂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>絶乾比重</td> <td>2.5以上</td> <td>2.5以上</td> </tr> <tr> <td>吸水率 %</td> <td>3.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>安定性 %</td> <td>12以下</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>すりへり減量 %</td> <td>40以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>洗い試験で失われる量 %</td> <td>1.0以下</td> <td>7.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	砕石	砕砂	絶乾比重	2.5以上	2.5以上	吸水率 %	3.0以下	3.0以下	安定性 %	12以下	10以下	すりへり減量 %	40以下	—	洗い試験で失われる量 %	1.0以下	7.0以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>砕石</th> <th>砕砂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>絶乾密度 g/cm<sup>3</sup></td> <td>2.5以上</td> <td>2.5以上</td> </tr> <tr> <td>吸水率 %</td> <td>3.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>安定性試験における損失質量分率 %</td> <td>12以下</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>すりへり減量 %</td> <td>40以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	砕石	砕砂	絶乾密度 g/cm <sup>3</sup>	2.5以上	2.5以上	吸水率 %	3.0以下	3.0以下	安定性試験における損失質量分率 %	12以下	10以下	すりへり減量 %	40以下
試験項目	砕石	砕砂																																
絶乾比重	2.5以上	2.5以上																																
吸水率 %	3.0以下	3.0以下																																
安定性 %	12以下	10以下																																
すりへり減量 %	40以下	—																																
洗い試験で失われる量 %	1.0以下	7.0以下																																
試験項目	砕石	砕砂																																
絶乾密度 g/cm <sup>3</sup>	2.5以上	2.5以上																																
吸水率 %	3.0以下	3.0以下																																
安定性試験における損失質量分率 %	12以下	10以下																																
すりへり減量 %	40以下	—																																
	<p>3.4 粒度</p> <p>3.4.1 粒度 表4に示す範囲でなければならない。</p> <p>3.5 粒形 砕石の粒形判定実積率は55%以上 砕砂の粒形判定実積率は53%以上</p> <p>3.3 アルカリシリカ反応性 原石の採取地が同じ場合に限り、砕石の試験結果を砕砂に用いること及び砕石2005の試験結果を他の種類の砕石にも用いることができる。</p>	<p>4.3 粒度及び粗粒率</p> <p>4.3.1 粒度 表4に示す範囲でなければならない。 ただし、表4に示す範囲は、呼び寸法75μmのふるいに留まる試料を対象とする。</p> <p>4.4 粒形 砕石8040, 砕石6040, 及び4020には適用しない。 砕石の粒形判定実積率は56%以上 砕砂の粒形判定実積率は54%以上</p> <p>4.5 微粒分量 a) 製造者と購入者が協議して定める。(許容差の範囲内でばらつきが生じても最大値を超えない。) b) 最大値は、砕石3.0%, 砕砂9.0%とする。ただし、砕石の粒形判定実積率が58%以上の場合は、5.0%とすることができる。 c) 許容差は、砕石±1.0%, 砕砂±2.0%とする。</p> <p>4.6 アルカリシリカ反応性 原石の採取地が同じ場合に限り、その原石から製造される代表的な砕石の試験結果を他の砕石及び砕砂に用いることができる。</p>																																
試験方法	<p>5.7 粒度試験 骨材のふるい分け試験はJIS A 1102による。</p> <p>5.8 粒形判定実積率試験 試験対象: 砕石2005及び砕砂 試験方法: 砕石は20~10mmの粒子を24kg, 10~5mmの粒子を16kg採取して、よく混合して試験に供する。 砕砂は、水洗いしながら2.5~1.2mmの粒子を採取して、絶乾状態にして試験に供する。</p>	<p>6.5 粒度試験 骨材のふるい分け試験はJIS A 1102による。ただし、試料は、微粒分量試験において、呼び寸法75μmふるいに留まったものを用いる。</p> <p>6.6 粒形判定実積率試験 試験対象: 砕石8040, 砕石6040, 砕石4020を除く全ての砕石及び砕砂 試験試料: 砕石4005, 砕石2505, 砕石2005は、そのまま試験に供する。 その他の区分の砕石は、砕石2505又は砕石2005の粒度に適合するように混合する。 試験方法: 左記と同様。</p>																																
試験成績書	表5 試験成績書の標準様式(1) コンクリート用砕石試験成績書	表5 試験成績書の標準様式(1) コンクリート用砕石試験成績書 ・発行日を記載するようにした。 ・注記に、協議によって定めた微量分量, 粒形判定実積率の値を明記することにした。 ・注記に、粒形判定実積率試験の条件(混合なし, 砕石の種類, 混合割合)を明記することにした。																																
	表6 試験成績書の標準様式(2) コンクリート用砕砂試験成績書	表6 試験成績書の標準様式(2) コンクリート用砕砂試験成績書 ・発行日を記載するようにした。 ・注記に、協議によって定めた微量分量の値を明記することにした。また、絶乾密度及び吸水率試験において、微粒分量試験後の試料を使用した場合は、その旨を記載するよう示した。 ・表中に、隣接するふるいに留まるものの質量分率の差を記載する欄を設けた。																																

## 砕砂のふるい分け試験結果の一例

ふるいの呼び寸法 mm		連続する各ふるいの間に留まる質量分率 %	ふるいの呼び寸法 mm	各ふるいに留まる質量分率 %	各ふるいを通過する質量分率 %	隣接するふるいに留まるものの質量分率の差* %
通るふるい	留まるふるい					
15	10	0	10	0	100	—
10	5	0	5	0	100	0
5	2.5	4	2.5	4	96	4
2.5	1.2	32	1.2	36	64	32
1.2	0.6	31	0.6	67	33	31
0.6	0.3	18	0.3	85	15	18
0.3	0.15	9	0.15	94	6	9
0.15	0.075	6	0.075	100	0	6
合計 [粗粒率]		100	—	[2.86]	—	—

\* : 隣接するふるいについて、呼び寸法の大きいふるいから小さいふるいの通過質量分率を差し引いた値とした。

試験成績書の標準様式(1)

コンクリート用砕石試験成績書

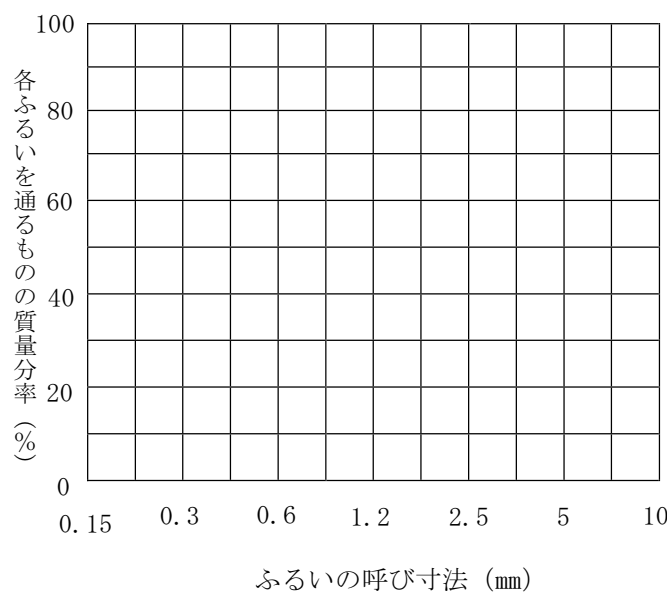
発行日 年 月 日

種類 (呼び方)		原石の種類																											
製造業者名		採取地の地名・地番																											
工場名		試験実施日	物理試験： ～																										
			アルカリシリカ反応性試験： ～																										
試験項目 (物理試験)	規格値	試験値	注記																										
絶乾密度 (JIS A 1110)	2.5 g/cm <sup>3</sup> 以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>表乾密度 ( g/cm<sup>3</sup>)</li> <li>協議によって定めた微粒分量 ( %)</li> <li>微粒分量の許容差は、協議によって定めた値に対して±1.0%。</li> <li>粒形判定実積率 ( %)</li> <li>微粒分量は、粒形判定実積率が58 %以上の場合、5.0 %以下とすることができる。</li> </ul>																										
吸水率 (JIS A 1110)	3.0 %以下																												
安定性 (JIS A 1122)	12 %以下																												
すりへり減量 (JIS A 1121)	40 %以下																												
微粒分量 (JIS A 1103)	3.0 %以下																												
粒形判定実積率	56 %以上																												
<p>ふるい分け試験 (JIS A 1102)</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ふるいの呼び寸法 mm</th> <th>各ふるいを通るものの質量分率 %</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="11" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">ふるい分け試験結果</td><td>100</td><td></td></tr> <tr><td>80</td><td></td></tr> <tr><td>60</td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>2.5</td><td></td></tr> </tbody> </table> <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> </div>					ふるいの呼び寸法 mm	各ふるいを通るものの質量分率 %	ふるい分け試験結果	100		80		60		50		40		25		20		15		10		5		2.5	
	ふるいの呼び寸法 mm	各ふるいを通るものの質量分率 %																											
ふるい分け試験結果	100																												
	80																												
	60																												
	50																												
	40																												
	25																												
	20																												
	15																												
	10																												
	5																												
	2.5																												
アルカリシリカ反応性試験 (JIS A1145 又は JIS A 1146)		試験結果																											
		試験方法																											
		A : 無害と判定 B : 無害でないと判定, 又は試験を行っていない。																											
試験機関名	物理試験：																												
	アルカリシリカ反応性試験：																												
作成者	担当部署：																												
	担当者名：																												

**試験成績書の標準様式(2)**  
**コンクリート用砕砂試験成績書**

発行日 年 月 日

種類（呼び方）		原石の種類	
製造業者名		採取地の地名・地番	
工場名		試験実施日	物理試験： ～
			アルカリシリカ反応性試験： ～
試験項目（物理試験）	規格値	試験値	注記※
絶乾密度（JIS A 1109）	2.5 g/cm <sup>3</sup> 以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>・表乾密度（ g/cm<sup>3</sup>）</li> <li>・協議によって定めた微粒分量（ %）</li> <li>・微粒分量の許容差は、協議によって定めた値に対して±2.0 %。</li> </ul>
吸水率（JIS A 1109）	3.0%以下		
安定性（JIS A 1122）	10%以下		
微粒分量（JIS A 1103）	9.0%以下		
粒形判定実積率	54%以上		
ふるい分け試験（JIS A 1102）			
	ふるいの呼び寸法 mm	各ふるいを通るものの質量分率 %	隣接するふるいに留まるものの質量分率の差 <sup>a)</sup> %
ふるい分け試験結果	10		—
	5		
	2.5		
	1.2		
	0.6		
	0.3		
	0.15		
粗粒率：			
協議により定めた粗粒率：			
注 <sup>a)</sup> 隣接するふるいについて、呼び寸法の大きいふるいから呼び寸法の小さいふるいの“各ふるいを通るものの質量分率”を差し引いた値を示す。			
アルカリシリカ反応性試験 (JIS A1145 又は JIS A 1146)	試験結果		
	試験方法		
	A：無害と判定 B：無害でないと判定、又は試験を行っていない。		
試験機関名	物理試験：		
	アルカリシリカ反応性試験：		
作成者	担当部署：		
	担当者名：		



※：絶乾密度及び吸水率試験において、微粒分量試験後の試料を使用した場合には、その旨をこの欄に記載する。